

平成十三年二月一日提出
質問 第二号

行政内部の電子化と国会議員の国政調査活動への活用に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

行政内部の電子化と国会議員の国政調査活動への活用に関する質問主意書

昨年七月内閣に設置された情報通信技術戦略本部の下に置かれたIT戦略会議によって、「IT基本戦略」が二千年十一月二十七日に発表された。この中では行政内部の電子化が謳われ、これによる行政サービスの向上が講じられているが、これは国会議員の国政調査活動への活用にも十分利用できるゆえ、政府の見解をただすために以下質問する。

一 現在、審議、報告等のために政府から国会に提出されているのは文書であるが、これらを電子化して要求によっては電子情報でも議員に提供する意思が政府にあるか明らかにされたい。

二 審議、報告等のために政府から国会に提出されている文書類の中で、法令上・技術上の制約から現在電子化が不可能なものがあれば具体的に明らかにされたい。

三 「行政情報公開基準について」（平成三年十二月十一日 情報公開問題に関する連絡会議申合せ）において規定された「行政情報公開基準」のうち公開の対象となっている文書のそれぞれについて、その電子化の現状及び電子化に向けての将来見通しを明らかにされたい。

右質問する。